

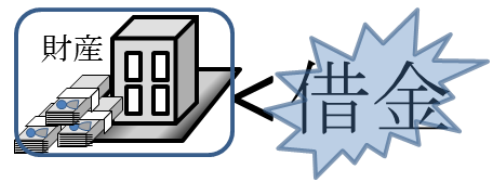
遺産より借金が多かったら？ 相続の放棄と限定承認の話

平成 27 年 4 月作成



相続問題というと、多くの方が遺産分割で親族が喧嘩するというイメージを持つのではないのでしょうか？しかし、喧嘩できるくらい遺産があればいいのですが、**遺産よりも、被相続人が残した借金のほうが多い！**ということもあります。今回はそのような場合に用意された手続きについてのお話をしたいと思います。

相続が発生すると、一身専属権（国家資格等）を除き**被相続人が所有していたすべての財産・債務が当然に相続人に相続されます**。相続されるのは積極財産（換金価値のあるもの）だけではなく、負の財産（借金等の債務）も当然に相続されます。では、この場合、その**債務は相続人が返済しなければならないのか？**という**必ずしもそうとは限りません**。勿論、上記の通り、借金も相続されるので、そのままでは相続人が返済する必要があります。その借金を返済するために、今の自分の生活を壊すことになるかもしれません。このような場合に、民法はその借金を相続人が（一部）負担しなくてもよくなる制度として**①相続の放棄、②限定承認という2つの制度**を設けています。



①相続の放棄を行うと、その相続人は「最初から相続人でなかった」こととなります。したがって**財産を相続することもできませんが、債務を相続する必要もなくなります**。しかし、問題もあります。相続の放棄を行うと、相続人が変更されてしまうのです。具体的には、相続人である子がすべて相続の放棄をすると、被相続人には第一順位の相続人が居なくなります。この場合、被相続人の尊属（親や祖父母等）が存命であれば、これらの尊属の人が新たに相続人となります。さらに、尊属もいない場合又は尊属も相続を放棄した場合には第三順位の相続人である兄弟姉妹が新たな相続人となります（コラム No. 034 参照）。**相続放棄の手続きは単独で行うことができます。**

②限定承認を行った場合に、は相続財産から債務を返済し、その結果財産が残ればその財産を相続することができます。また、**相続財産で債務を返済した結果、返済しきれない債務が残った場合には、その分の債務を相続人が自らの財産で返済する必要はなくなる**という制度です。そのため、**債務と財産のいずれが多いかはっきりしないような場合には便利な制度**です。しかし、**限定承認は相続の放棄と異なり、相続人全員が共同で行う必要があります**。また、限定承認の場合、所得税の取り扱いで、全ての遺産は被相続人が一度売却したと取り扱うため、**相続時に所得税の負担（被相続人の債務として取り扱います）が生じる**ことになり、相続税の申告手続きも通常の相続の場合より複雑になります。

上記相続の**放棄、限定承認のいずれの手続きも、相続の開始を知った日から 3 か月以内に家庭裁判所へ申し立て手続きを行う必要があります。**

注意したいのは、よく**「私は相続を放棄したから」という人がいますが、大抵の場合、相続人間の話し合いで相続財産はいらぬという話し合いをただけで、法律上の手続きをしていないことがあります。****この場合、債務に関して債権者から支払いを求められた場合、その支払いを拒むことができない**こととなります。被相続人が債務を有している場合、本当に財産はいらぬという人は家庭裁判所へ相続放棄の手続きを行うほうが無難です。